

下川町上下水道事業運営検討委員会設置要綱

平成22年3月29日

訓令第11号

(設置)

第1条 簡易水道事業及び下水道事業の運営について検討するため、下川町上下水道事業運営検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、町長の求めに応じ、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 水道使用料及び下水道使用料に関すること。
- (2) その他町長が簡易水道事業及び下水道事業の運営上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、町長の委嘱する次の委員により組織し、任期は1年以内とする。

- (1) 水道及び下水道受益者 5名以内

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会は、委員長が招集する。

- 2 検討委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、町民生活課が行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。